

間島地域の農業構造と朝鮮人農民の生活実態

日本学術振興会外国人特別研究員 朴 敬玉

はじめに

1930年代半ば、中西功は東北地域の農業領域における「植民地性」は大豆生産＝単一耕作に示され、同時にこの単一耕作化は「半封建的搾取の下に益々農村を崩壊し階級分化を惹起し、貧窮農民を漸次カパーラ化しつつ、半プロレタリアに転化」し、農村の生産力発展をおしとどめたと指摘する。これは農村における矛盾を農民層分解としてとらえていたことを物語る。このような見解は、その後の東北地域農村社会に対する認識に大きな影響を与えることとなる。

間島地域は朝鮮人の抗日運動の拠点として、そこにおける教育・朝鮮人移民組織問題はしばしば議論されてきた。ただし、そこで生活していた農民の生活実態や農村社会の構造変動についてはあまり深く議論されてこなかった。民国期から満洲国期まで、間島地域における農業構造の変遷過程に対する分析は、東北農村社会のなかで、間島地域をどのように位置づけるべきか明らかにするうえで、必要不可欠な作業である。また、満洲国期の土地所有状況に対する分析は、終戦後の間島における土地改革政策が他の地域に比べてどのような特殊性をもつことになるのかを検討する基礎になると考える。

そこで、本報告では間島への朝鮮人移民の移住を概観し、間島における畑作農業を主とする農業構造が、満洲国期にはどのように変化していくのか分析する。そのうえで、日本の対外政策と朝鮮人農民の生活実態を明らかにする。

I. 間島への朝鮮人移民移住の推移

1. 満洲事変に至るまでの朝鮮人移民の移住

1883年、清朝は発祥の地として長期間取ってきた「封禁政策」を廃止して、朝鮮人の移住を奨励した。東北へ移入した朝鮮人は1894年6万5千人、1904年7万8千人へと増加し、彼らに対し李朝は1870年から1907年まで鴨緑江対岸一帯に朝鮮の面制を施いて行政管理を行った¹。これらの朝鮮人は出稼ぎ的性格を濃厚に帯び、再び朝鮮に帰還した者も多かったが、定着した者は開墾後4年目から40～50%の小作料を課せられる小作人となり、主として中国人地主のもとに編入されたが、当時すでに中国人地主－朝鮮人小作人という民族別地主小作関係が形成されていた²。

¹ 玄圭煥『韓国流移民史（上巻）』語文閣、1969年、139-140頁。

² 松村高夫「日本帝国主義下における『満洲』への朝鮮人移動について」『三田学会雑誌』63巻6号、1970年、63頁。

間島は朝鮮と接しており、以前から朝鮮人の移住がみられ、また 1909 年の「間島ニ関スル日清協約」(間島協約)によって、朝鮮人移民の土地所有権が認められたため、東北地域のなかでも朝鮮人の人口が約 8 割を占めるといふ、特殊な朝鮮人移民社会が形成されるようになった³。土地所有権の保護もあって、間島地域には帰化朝鮮人の名義で数人ないし数十人が一つの地券を獲得する、いわゆる佃民制が見られた⁴。1920 年代には、間島における朝鮮人移民の増加率は低下したものの、依然として増加し続けた。1930 年、東北地域における朝鮮人人口は 58 万 3,403 人で、その中で間島には 38 万 8,366 人が居住しており、全体の 66%以上を占めていた⁵。

2. 満洲事変以降の朝鮮人移民の移住

満洲事変以降、間島地域の朝鮮人人口は増加し続けた。特に、1934 年末には 45 万 4,977 人に急増するが、それを出身道別にみると、咸鏡北道出身の者が大多数を占めて、32 万 5,377 人、次は咸鏡南道の 4 万 4,091 人、その次は江原道、平安南道、平安北道、黄海道、京畿道、慶尚北道、慶尚南道、忠清北道、全羅南道、忠清南道の順で全羅北道が一番少なかった。これらの朝鮮人は延吉、和龍の 2 県に 70%以上居住し、汪清県は最も少なかった⁶。1941 年には 61 万 2,989 人に増加した。

II. 間島地域における農業構造

間島以外の地域に居住している朝鮮人がほとんど水田耕作をしていたのに比べ、間島地域では畑作地が圧倒的に多かった。

1. 間島地域における畑作農業

間島地域で朝鮮人農民が栽培した主要作物は粟、大豆、大麦、小麦、玉蜀黍、蜀黍⁷、馬鈴薯、米などである。そのなかでも主食物の粟と、主な商品作物である大豆の 2 種類だけで全作物の半分を占めていた。1926 年に栽培した穀物面積をみると、粟 5 万 8,900 町歩、大豆 5 万 2,000 町歩、小麦 1 万 4,900 町歩、大麦 1 万 1,000 町歩、玉蜀黍 1 万 6,000 町歩、蜀黍 1 万 2,000 町歩、水稻 8,000 町歩にその他を合わせて 19 万 6,000 町歩である。反当た

³ 1907 年、日本の統監府間島派出所が開設された当時の調査によると、清国人が約 2,800 戸、18,000 名に対して、朝鮮人は 14,700 戸、72,500 名であった。玄奎煥『韓国流移民史』語文閣、1976 年、171 頁。

⁴ 東洋拓殖株式会社『間島事情』1918 年、255 頁。1926 年の調査によると、間島地域では地主 7%、自作農 37%、自作兼小作農 23%、小作農 32%で、自作農の割合が最も大きかった。東洋協会編『満蒙の米作と移住鮮農問題』1927 年、62 頁。

⁵ 「在満各領事館内鮮人人口調査(1930 年度末)」 船橋治編『満洲移民関係資料集成』第 13 巻、307 頁。

⁶ 中谷忠治「間島における農業機構の変遷」『満鉄調査月報』第 15 巻 11 号、1935 年、16-17 頁。

⁷ 種実用蜀黍は食料、酒原料にするほか、重要な濃厚飼料とする。高粱はこの一種で中国東北地区では重要な食料、酒原料である。

り収量は粟 1 石乃至 2 石 3 斗、大豆が 1 石乃至 2 石、小麦 4 斗乃至 1 石、大麦 5 斗乃至 2 石、玉蜀黍 1 石乃至 2 石、粳は 1 石乃至 2 石 3 斗を示している⁸。1929 年の間島において耕作地の 93% ぐらいは畑地であり、水田面積は僅かしかなかった。

満洲国成立以降、大豆は日本の飼料、工業原料として供給され、粟・黍・玉蜀黍は侵略戦争の拡大とともに、出荷され、米は日本人の食糧として、馬鈴薯と麦は間島農民の主食にあてられた。粟は民食から排除され、朝鮮に輸出されるようになった。また、粟の代わりに麦、馬鈴薯・玉蜀黍・雑穀が主な民食となったため、播種面積の割合が次第に増加した。間島省の『農業振興計画』は大豆と稲の品種改良が重点となった。1941 年に大豆の品種改良率は 65% に達し、稲の品種改良は 80% に達した。農村の追肥場建設も進行され、自給肥料の利用率も増加した。計画に従って、馬鈴薯の播種面積を増やし、麻と煙草の面積も拡大された。特に、軍事工業の需要により、煙草の面積を計画より倍以上増やし、技術指導を行った⁹。

2. 日本品種の導入による水田面積の拡大

清末民国初期の間島地域では、稲作経験があまりない朝鮮北部からの移民が大多数であったため、畑作が主として行われていた。その後、咸鏡南道定平郡から移住した稲作経験のある移住民が低湿地を水田にして、良い収穫を上げたのがきっかけで間島でも水田が開発されるようになった。しかし、寒冷な気候条件など自然条件の制約により、収穫があまり多くなかった。また、米の値段も陸稲と同じぐらいであったため、水田開発が活発に行われなかった¹⁰。1915 年に朝鮮の水原試験農場から気候に適した早熟種である青森県の「小田代」が龍井村に導入されたことと、第 1 次世界大戦以降の世界的な米価の暴騰もあって、水田面積が急激に拡大した¹¹。1926 年ごろには間島琿春地方の朝鮮人移民の増加とともに、灌漑方法などが工夫され、水田耕作も大きな発展を遂げるようになった¹²。

したがって、間島地域の水田面積は、清末の 1908 年には 98 町、1912 年には 185 町、1915 年には 334 町であったが、1910 年代後半から急増し、1925 年には 7,537 町に拡大している。ただし、耕作地総面積における水田面積の割合は 1925 年当時で 4%、1929 年時点で 6.7% しかなかった¹³。

⁸ 尾池禹一郎、前掲『満蒙の米作と移住鮮農問題』1927 年、59 頁。

⁹ 朴京洙『延辺農業経済史』延辺人民出版社、1987 年、105, 107 頁。『間島省煙草作地帯の農業経営事情』満洲葉煙草株式会社、1942 年。

¹⁰ 上塚司『間島に於ける水稻』南満洲鉄道株式会社、1914 年、5 頁。

¹¹ 水原試験農場は朝鮮総督府勸業模範場で、1929 年に朝鮮総督府農事試験場と改称された。前掲、朴京洙『延辺農業経済史』6-12 頁、「延辺における初期水田開発」朴昌昱主編『中国朝鮮民族歴史足跡叢書 1 開拓』（朝文）民族出版社、1999 年、335-339 頁参照。

¹² 在間島末松警視稿「朝鮮人ノ間島・琿春同接壤地方移住ニ関スル調査」1926 年（金正柱編、前掲『朝鮮統治史料』第 10 巻、1971 年に収録、351-352 頁）。

¹³ 前掲『満蒙の米作と移住鮮農問題』62 頁。前掲『延辺農業経済史』8-9 頁。「間島ニ於ケル朝鮮人所有（小作ノモノヲ含ム）水田ト畑地トノ歩合調（1929 年 10 月 30 日）」外務

満洲事変以降、農事試験場における品種の改良も着々と進み、栽培品種も次第に多様化していった。間島地域は地勢が複雑で山嶽地帯が多く、同じ県内に於いても気温及び無霜期間などの差異が大きかったので、平野部においては小田代5号・津軽早生、山間部においては井越早生・北海などが栽培された。

Ⅲ. 間島における朝鮮人の小作関係と営農実態

1. 朝鮮人農民の土地所有状況と小作関係

間島に居住する朝鮮人の約90%は農業に従事していた。『間島事情』（東洋拓殖株式会社京城支店、1918年）によると、民国政府が官有地、公有地を民地として払い下げ、土地の開墾を促したため、一般の移民にも土地所有権を獲得する機会が与えられた。しかし、移住朝鮮人にとって、土地所有権を獲得するには、帰化がその前提となった。また、間島協約において朝鮮人の土地所有権が保護されるようになったため、間島地域には帰化朝鮮人¹⁴の名義で数人ないしは数十人が一つの地券を獲得する、いわゆる佃民制が形成されるようになった。そして、1915年の「満蒙条約」締結以降、日本勢力の介入を警戒し、外国人には転売することができないなどと政策上厳しい取り締まりが行なわれた。

1926年の調査によると、地主7%、自作農37%、自作兼小作農23%、小作農32%で、自作農の割合が最も大きかった。間島の耕地面積19万6,000ヘクタールのなかで9万2,000ヘクタールは朝鮮人の所有で、自作農が約1万9,000戸、小作農は約1万8,000戸、自作兼小作農は約1万2,300戸だった¹⁵。

『満洲及西比利亜地方ニ於ケル朝鮮人事情』（朝鮮総督府内務局社会課、1927年）によると、間島・琿春地方において、すでに移住した朝鮮人相互間に地主小作関係の発生が見られた。朝鮮人相互間の地主小作関係は朝鮮におけるような刈分小作的なものであったとはいえ、かなり小作人にとって有利であった。すなわち、収穫物の折半といっても、「主要作物」のみであり、実際は収穫実数の3分の1程度であり、禾稈や裏作物などは全て小作農の収入となり、稲作耕作の場合は種子の無償供与も行われていた。

さらに、史料では漢人地主と朝鮮人小作人の場合はその関係が非常に明確であったと述べている。もちろん、1920年代後半には「朝鮮人圧迫事件¹⁶」が相次いで発生するが、漢人地主と朝鮮人小作人の関係を一概に論じることはできないと考えられる。

省外交史料館所蔵資料『満蒙各地ニ於ケル朝鮮人ノ農業関係雑件（1）』1927～1930年、（E-4-3-1-6）。

¹⁴ 1917年1月の調査によると、間島において帰化した朝鮮人は移住朝鮮人の1割に過ぎなかった。『間島事情』東洋拓殖株式会社、1918年。

¹⁵ 尾池禹一郎、前掲『満蒙の米作と移住鮮農問題』1927年、62頁。

¹⁶ 「朝鮮人圧迫」事件の発生やその理由については、依田憙家「満州における朝鮮人移民」満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』龍溪書舎、1976年、509-511頁、において、すでに整理されている。

1920年代後半の漢人地主と朝鮮人農民との関係について、金穎氏は「朝鮮人圧迫」が激化した1つの頂点として論じられてきた万宝山事件¹⁷を事例として、漢人地主は稲作の高い収益を確保するために、政府の規制にもかかわらず朝鮮人を小作させたとし、漢人地主と朝鮮人農民の間の強い経済的結び付きを強調した。

1914年に家族が咸鏡南道端川郡北斗日面陽川里から延吉県細鱗河仲坪洞に移住した金鐘日氏に対するインタビュー（略）。

間島における小作関係をみると、小作契約の83%は仲介人が入った口頭契約で、定期的な小作関係が70%を占めていた。そのなかで64%が1年契約で3年以上の契約はほとんどなかった。小作料は87%が物納で、そのなかで80%が分益小作である。小作率はほとんど50%だったが、耕作地によって多少の差異は見られた¹⁸。このように小作農は非常に不安定な状況に置かれていたが、それは同時に高い流動性を可能にしたと言える。

2. 朝鮮人移民の生活実態

吉林省では1935年4月、吉林省公署民政庁土地科が制定した「朝鮮人ニ対スル小作辦法草案」¹⁹を実施した。この草案は朝鮮人農民が租佃契約を締結するときに、身分証と租佃申請書を警察署経由に、県公署に提出すべきだと決めた。また、契約には土地の所在位置、面積、租地期限、地租額、地租の支払い時間と方法、水利条件など、土地租佃契約書は県公署の認証をもらわなければならない。もし、争いがあった場合は県公署が責任をもって解決する。また、租佃期限は一般的に10年（第7条）で、もし地主が契約期限内に佃戸が1年以上地租の支払いを延期し、租地を荒廃させるなどのことがないかぎり、土地を没収することができない（第10条）。上述の措置は稲作に従事する朝鮮農民の租佃権を保障したが、米の生産過程を強化したことになった。

「僅かに粳を生産してそれを地主に納め（事實は地主がこれを収納して受取部分に相応するだけ現銀にて支払う形式なのであるが）、米を食う代わりに、粟そのほかを渡された現銀で購入するのみで、而も耕作技術の低位さ、水利灌漑の不完全さと、自然的変異によって水稻耕作の安全性はそれほど大なるものでなく、したがってかかる危険の全部を双肩にかけられているのが、現在の鮮農小作人の実状なのである²⁰」。

¹⁷ 1931年7月、吉林省長春県万宝山地域で起きた朝鮮人農民と漢人農民間に水路の開通を巡って発生した事件である。日本が介入することによって、朝鮮では朝鮮人に対する漢人の圧迫が大きく取り上げられるようになった。その結果、事件は朝鮮での華僑虐殺事件にまで発展した。朴永錫『万宝山事件』亜細亜文化社、1978年；金穎『近代満洲稲作発達と移住朝鮮人』国学資料院、2004年、144-151頁。

¹⁸ イ・ヒョンチャン「1920～1930年代韓国人の満洲移民研究」『日帝下韓国の社会階級と社会変動』韓国社会史研究会、1988年、240-241頁。

¹⁹ 吉林省公署、民政庁、土地課「朝鮮人ニ対スル小作辦法草案」外務省外交史料館所蔵『満蒙各地ニ於ケル朝鮮人ノ農業関係雑件（6）』

²⁰ 横山敏男「南満に於ける水稻の生産事情（1）」『農業の満洲』第14巻第11号、1942年、25-26頁。

おわりに

満洲事変以前、間島地域には水田は僅かしかなかった。それは間島における朝鮮人移民の85%以上が咸鏡道出身であり、山間と丘陵地帯の畑作には慣れていても、水稻耕作の経験はほとんど持っていなかったことと、密接に関係していよう。また、間島地域の地勢は緩やかな傾斜地をなす丘陵地が多かったため、畑作に慣れていた彼らにとっては非常に適切な地域でもあった。

満洲事変以降、間島地域は原料供給地としての役割が一層強化されることとなった。侵略戦争の拡大とともに、農産物の流通は統制され、強制的な食糧出荷政策が実施されることになった。

これは本地域が開墾過程にあり、多くの農民の移住を必要としたことにもその原因があった。朝鮮人はほとんど無資産で移住するものが多く、親族または現地の地主に頼らざるを得なかった。満洲事変以降、間島地域の朝鮮人集団部落において、自作農創定政策が行なわれたこともあり、戦後直後には中農が比較的多くの割合を占めていた。

輸出入合計において約70%を占める間島の対朝鮮貿易は、朝鮮経済に対し、供給市場を形成し、朝鮮との間に完全な経済ブロックを構成していた。【中谷 121-122 頁】